

別冊

関係規程集

子供の未来応援基金

第6回未来応援ネットワーク事業募集要領	1
独立行政法人福祉医療機構助成要綱	14
社会福祉振興助成事業事務取扱要領	26
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	31
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令	39
厚生労働省所管補助金等交付規則	48
独立行政法人福祉医療機構WAMNET利用規約	49
WAM助成連絡システム利用規約	50

「子供の未来応援基金」
第6回未来応援ネットワーク事業
募集要領

A

上限
300万円

1. 事業の目的

貧困の状況にある子供たちの抱える困難やニーズは様々であり、貧困の連鎖を解消するためには、制度等の枠を越えて、一人ひとりの困難に寄り添ったきめ細かな支援を弾力的に行うことが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」に即した支援が求められるようになったこと等、子供たちの環境も大きく影響を受けていることにも留意する必要があります。

これらを踏まえると、貧困の状況にある子供たちの実態を把握しやすい草の根で支援活動を行うNPO法人等の存在が重要ですが、そうしたNPO法人等の多くは、財政的に厳しい運営状態にあり、行政や民間企業等との連携や支援を求められているものと認識しています。

この事業は、平成27年度に創設されており、民間資金からなる「子供の未来応援基金」を通じて、草の根で支援活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化・掘り起こしを行い、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金の交付を行うものです。

2. 対象となる団体

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の法人又は団体（以下「法人等」という。）

- ア 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- イ NPO法人（特定非営利活動法人）
- ウ 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）
- エ その他ボランティア団体、町内会など非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体

ただし、上記の法人等であっても、次に該当する場合は除きます。

- ・反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人等
- ・過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人等

3. 対象となる事業

応募する法人等が自ら主催する事業であり、次のアからカまでに該当する子供の貧困対策のための事業（金銭を直接給付する事業又は貸与する事業を除く。）を支援金の交付対象事業（以下「支援事業」という。）として募集いたします。なお、令和4年度以前から実施する既存の事業については拡充を含むものを対象とします。一団体につき、一事業の申請（※）としてください。なお、事業A及び事業Bの同時申請は不可とします。また、今回事業Aで採択された場合は、次回以降、事業Bへの申請は不可とします。

- ア 様々な学びを支援する事業
- イ 居場所の提供・相談支援を行う事業
- ウ 衣食住など生活の支援を行う事業

エ 児童又はその保護者の就労を支援する事業

オ 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業

カ その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

（上記アからカまでに示す事業は、子供の貧困対策に係る事業である必要がありますが、同時に、児童虐待や青少年育成における課題など、子供の貧困の背景に存在する様々な社会的要因の解消にも資する内容を伴う事業についても申請が可能です。）

※ただし、国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成（以下、「他の助成等」という。）を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、支援金の交付対象外とします。また、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、支援金の交付対象外となる場合があります。

4. 審査の視点

審査にあたっては、特に以下の4点を考慮いたします。

ア 計画性

申請された事業の目標（定量的な評価が可能なものを含むことが望ましい。）が目的に沿って明確に設定されており、当該目標を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であること

イ 連携とその効果

地域における多様な関係者を巻き込み、申請された事業の社会的意義を高めるとともに効果的に実施する工夫があること

ウ 戦略的な広報

申請された事業の実施・効果に関する積極的な情報発信や広報の工夫を行うこととされていること

エ 継続性

申請された事業終了後の事業展開の見通し（※）について、今後の団体活動の発展が期待できる、一定の計画性があること

※過去に未来応援ネットワーク事業の支援を受けている法人等については、当該事業の成果等も審査の参考といたしますので、事業の必要性・効果等を改めて精査の上、申請いただきますようお願いいたします。

5. 支援金の上限額と対象となる経費の算定

（1）支援金の上限金額

支援事業として採択された場合には、基金の総額の範囲内において、当該支援事業に必要と認められる額を300万円を上限として交付します。

また、支援回数は原則3回まで（新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援事業を除く）とします。ただし、事業の目的を踏まえ、事業Aから事業Bへの移行は不可となります。

（2）支援対象経費

支援事業を実施するために真に必要な経費とします。費目は別紙を参考に法人等の会計規則などにあわせてご記入ください。

（3）支援金額の算定

支援金額は、支援事業を実施するための経費の合計額（総事業費）から

支援事業にかかる収入（寄付金、支援金に係る利息収入、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他の収入及び一般会計繰入金（法人の自己資金）額を除いた額の範囲内になります。

※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てになります。

※事業終了後精算処理を行い、支援金額の未使用等がある場合は返還していただきます。

6. 支援対象となる事業の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。

※令和4年度中に着手し、6か月以上継続し、かつ令和5年3月31日までに完了するものに限りません。なお、令和4年度以前から実施する既存の事業については拡大や改善を行うものを対象とします。

7. 応募手続き等

(1) 次の手続きに沿ってご提出ください。

① 子供の未来応援基金未来応援ネットワーク事業の要望書作成

・ 要望書は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp/miraiouen6th>）からダウンロードし作成してください。

《主な記載事項》

・ 団体概要（活動実績等）、役員名簿、事業計画、支援金額調書等



② 機構ホームページからフォーム送信

・ 応募フォーム（子供の未来応援基金 未来応援ネットワーク事業）に必要な事項を入力し、①で作成した要望書（要望額調書を含む）を添付のうえ、送信ボタンを押して登録することで応募完了となります。

・ 入力内容に誤りがないか、フォーム送信前に必ず確認してください。

・ 要望書を慎重に検討し、フォーム送信は原則一度のみとしてください。

・ 機構で要望書を受信後、フォームに登録したメールアドレスに受信確認メールを自動送信します（フリーメールの場合、自動送信が遅れる可能性があります）。受信確認メールが届かない場合は、機構NPOリソースセンター（12. 問合せ先参照）にご確認ください。

(2) 控えとして、お手元に要望書等のデータを必ず保管してください。

8. 提出期限

令和3年10月4日（月）PM3:00（応募フォーム登録完了）

※締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

9. 選定方法及びその結果

(1) 支援事業の選定は、内閣府、厚生労働省、文部科学省及び機構から構成される子供の未来応援国民運動推進事務局（以下「推進事務局」という。）による整理の上、子供の未来応援基金事業審査委員会（以下「委員会」という。）で審査し、委員会の審議を経て決定します。

なお、提出された要望書について、必要に応じて要望団体にヒアリングを実施する

場合があります。

- (2) 選定結果については、令和4年1月中を目途に、フォームに登録いただいたアドレスにメールにてお知らせする他、機構のホームページ等で公開します。また、選定された法人等のその後の手続きやそれに係る動画での説明(4月公開予定)のご案内は、あらためてお知らせします。
- (3) 選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので予めご了承ください。

10. 支援にあたっての注意事項

- (1) 支援事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、支援金専用口座の開設、帳簿の作成(機構指定のエクセル形式)により会計管理をしてください。また、支援対象経費にかかる証拠書類(帳簿類、領収書、振込書等)は支援事業完了後7年間の保管義務があります。
- (2) 支援事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書の成果物には、「子供の未来応援基金」から支援を受けている旨の表示を必ず明記していただきます。
- (3) 支援事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、支援事業の成果や改善点の確認のため、支援対象事業に参加された方々(利用者)へのアンケート調査を実施していただきます。
- (4) 支援事業終了後、令和5年4月末までに、機構所定様式による事業完了報告書、支援事業の経費にかかる領収書(写)、自己評価書の提出が必要になります。
- (5) 支援事業終了後、支援事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応いただくことが必須となります。

11. 留意事項

- (1) この支援金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により支援金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2) 支援事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、支援金の返還請求等を行うことがあります。また、支援の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、支援の要望を受け付けません。
- (3) 採択後であっても、事業の主たる費目について他の助成等を受けることになった場合には、支援金を利用する資格を失う場合があります。
- (4) 支援事業については、機構等の監査の対象になります。
また、支援期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (5) 機構が、推進事務局として受領した要望書類、事業の進行状況に関する報告、事業完了報告書及び事業評価の結果等は、原則として同事務局内で共有されるとともに、審査選考のために委員会に開示される場合があります。
推進事務局が未来応援ネットワーク事業の実施に際して収集した個人情報等は、当該事業に関する事務手続きのほか、同国民運動におけるフォーラム等のご案内等、同国民運動に関することのみ利用します。
また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の

対象となります。

(6) ご提出いただいた個人情報等は、「子供の未来応援基金」業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・ 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- ・ 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため

また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※個人情報等については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

12. 問合せ先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人 福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課

電話 03-3438-4756 月曜～金曜 AM9:00～PM5:00 (祝祭日除く。)

(なお、つながりにくい場合は03-3438-9942におかけください。)

FAX 03-3438-0218

ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/miraiouen6th>



支援対象経費にかかる基本的な考え方と注意事項

- 支援事業にかかる支出は、基本的に①謝金、②旅費、③所費という3つの経費項目に分けられます。
- 支援金の対象となる経費は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に、支援を受ける団体が支援事業を実施するのに要した下記の表①～③に例示する経費です。
- 支援事業の専用経費であることを明確に区分できないものは対象になりません。
- 下記の注意事項及び各表の『支援対象経費としてのルール』欄に記載のとおり、支援の対象とならない経費もありますのでご注意ください。また、審査の結果、認められない経費もあります。

【契約にあたって】

- 取引業者の選定等について社会的に誤解を持たれることのないよう必ず価格比較を行ってください。(各費目の留意事項に記載してあるルールを守ってください。)
- 複数年で契約するものは支援期間のみ対象とします。
- 契約を締結するにあたり、契約の相手方が自団体の役員、特に代表者など代表権を有する者である場合は、利益相反行為となるため、その場合は特別代理人の選任(団体により手続きが異なる)など適正な手続きを行ってください。

【領収書について】

- 支援対象経費は、原則、第三者が領収書等を発行するもので、代金の受取人や支払者等が証明できるもののみを対象とします。ただし、団体が発行せざるを得ない費用(謝金、旅費等)については、適正な手続きにより発行されたもののみを対象とします。
- 謝金・旅費等は、原則、個人宛てとすることとし、1人が複数人を代表して領収することは、実態が見えず不適切であるため支援対象外となります。ただし、例外として対応する場合、その内訳が明確であることとします。

【その他】

- 不動産取得費・団体の運営経費及び内部振替のみで支出が確認できない経費は支援対象外費用になります。
- 謝金・旅費等は、税法に基づき源泉徴収の対象となる場合が多いので注意してください(詳細は所轄の税務署に問い合わせてください)。源泉徴収を行った場合には、証拠書類として、当該税金の納付書の写しを領収書等と併せて、団体にて保管してください。

※ その他ご不明な点は、事前に機構へ照会してください。

① 謝金

費目	経費の例	支援対象経費としてのルール	留意事項
謝金	委員会出席謝金 講演会の講師謝金 パネリスト謝金 実習指導者謝金 相談員謝金、事例発表謝金 ファシリテーター謝金 その他謝金(イベント等の手伝いへの謝金)	○相手にとって本業でない一定の役務を依頼したときの謝礼であり、原則、個人へ支給するものが対象である ○団体の役職員に対する謝金については、法人の規程に抵触しないこと(特に役員に対しては制約がある場合が多い)	○社会通念上の一般的な価格にすること ○個人を対象に支払う場合であっても委任する事項を業としている者(いわゆる個人事業者)には、謝金ではなく、委託費等で処理すること

② 旅費

費目	経費の例	支援対象経費としてのルール	留意事項
旅費	交通費 ガソリン代 宿泊費	○最も経済的かつ合理的な経路により移動した場合の交通費(実費)が対象(電車のグリーン料金や航空機等の特別料金は対象外) ○海外渡航旅費については、海外からの講師等招聘旅費であり、機構が特に必要と認める場合のみ対象 ○タクシー代は、目的地まで公共交通機関がない場合や移動が困難な方のみ例外的に認める	○イベントなどで、個人あてに現金支給せず、団体がまとめて乗車券等を購入した場合には、乗車券等を販売店が発行した領収書で可とする ○バスや電車の短距離区間の移動など、移動者が券売機等で購入した場合、団体の旅費規程に基づく旅費を支払った上で、移動者からの領収書(日時・区間・移動者の印・サイン等を要する)を受け取り、保管すること ○航空機を利用する場合で、あらかじめ日程が決まっている場合は、早割り等、極力安価なものを購入すること

③ 所費

費目	経費の例	支援対象経費としてのルール	留意事項
賃金	アルバイト賃金 (通勤交通費含む)	○賃金雇用契約書(労働条件通知書)を必ず結ぶこと ○賃金の計算は時給を基本とする ○団体役員に対する賃金、通常業務と区分ができない職員やアルバイトに対する賃金は対象外 ○通勤にかかる交通費には旅費と同様のルールを適用する	○労働基準法等を順守した雇用時間(一日8時間、週40時間)とすること ○通勤費(交通費)は就業地までの経済的かつ合理的な経路での交通費実費相当額とすること
家賃	支援事業専用家賃(サロンスペースの家賃、共益費等) 地代(月極駐車場代、支援事業専用の農地)	○支援事業専用の家賃や地代	
光熱水費	電気代、ガス代、水道代	○支援事業専用建物の電気・ガス・水道代	
備品 購入費	就労支援等を行う場合の電化製品 シェルターや居場所設置に必要な家具等	○備品の定義は、原則として団体の規程に準じることとするが、規程がない場合は、単価10万円以上のものを備品とし、10万円未満のものは消耗品とすること ○定められた期間内に財産処分等(売却、譲渡、交換等)を行う場合は、あらかじめ機構の承認が必要。また、財産処分等により得た収入は、返還すること	○社会通念上の一般的な価格にすること(※)
消耗品費	消耗品費 (コピー用紙、封筒、文房具、インク・トナー代) 燃料費(灯油等) 食材費 会議費 非対面型活動整備へのデジタルデバイス整備費用(単価10万円以上の場合は備品購入費で整理) 衛生面徹底のための経費(消毒液、マスク)	○支援事業にかかる必要な消耗品費 ○社会通念上、接待交際費にあたるものは対象外	○ガソリン代の場合は、旅費もしくはアルバイト賃金(交通費)に含めることも可
借料損料	リース・レンタル料 コインパーキング代 レンタカー代 バス借り上げ料 会場借料	○自団体が所有している会場の借料は対象外	○会場借料には、原則として、外部の会場を借りて事業を行う場合の使用料(音響設備・機材等の使用料等を含む)とすること ○社会通念上の一般的な価格にすること(※)
印刷 製本費	コピー代 チラシ等の印刷費 報告書印刷費	○支援事業で作成する成果物には、機構の指定のとおり支援の成果である表示をいれること	○社会通念上の一般的な価格にすること(※)
通信 運搬費	郵便・宅配料 通信料 (支援事業専用として使用する電話、ファクシミリ、インターネット利用料)		
委託費	調査・集計・分析、シンポジウム等をイベント会社に依頼する経費、システム開発費等	○総事業費に対する外部委託の割合が50%以上の場合、支援事業の対象外とする ○企画・立案や全体管理等の主要部分の委託は避けること	○業務委託契約書(契約金額内訳書を含む)の作成が必要 ○社会通念上の一般的な価格にすること(※)
雑役務費	雑役務費(手話通訳、翻訳、要約筆記、託児料) 手数料(振込手数料)	○雑役務費は専門機関などに依頼する料金で、一定の料金体系があることを目安とする(委託費で対応する場合を除く)	○振込手数料は、各費目に算入しても可
保険料	賠償責任保険料 傷害保険料(ボランティア保険等)	○団体所有の動産・不動産にかかる保険料は対象外	○契約が複数年にわたる場合は、支援期間分の分割払いが可能な場合のみ対象とする

※(参考)国の行政機関の場合、予定価格が一定価格の範囲内の場合には随意契約によることのできる(【例】備品購入費:予定価格160万円以下、借料損料:予定価格80万円以下、印刷製本費:予定価格250万円以下、委託費:予定価格100万円以下の場合)

「子供の未来応援基金」
第6回未来応援ネットワーク事業
募集要領

B

30万円又は
100万円

1. 事業の目的

平成27年度より民間資金からなる「子供の未来応援基金」を通じて、貧困の状況にある子供たちの実態を把握しやすい草の根で活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化・掘り起こしを行い、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金交付を行っています。

これまでの支援の中で、単年度の事業費が少額の団体に対する支援の強化を求める声が寄せられていることに鑑み、小規模での活動を行う団体に対して、より一層の支援をすべく、第4回未来応援ネットワーク事業から小規模支援枠を設けることといたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」に即した支援が求められるようになったことなど、子供たちの環境も大きな影響を受けています。

本事業Bは、こうした趣旨を踏まえ、草の根で活動する団体の運営基盤の強化等に資するための支援金の交付を行うものです。

2. 対象となる団体

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の法人又は団体（以下「法人等」という。）であって、過去に未来応援ネットワーク事業の支援を受けたことがなく（第4回以降の未来応援ネットワーク事業における事業Bによる支援を除く）、設立後おおむね5年以内の法人等又は新規事業もしくは実施後間もない事業を実施する法人等

- ア 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- イ NPO法人（特定非営利活動法人）
- ウ 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）
- エ その他ボランティア団体、町内会など非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体

ただし、上記の法人等であっても、次に該当する場合は除きます。

- ・反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人等
- ・過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人等

3. 対象となる事業

応募する法人等が自ら主催する事業であり、次のアからカまでに該当する子供の貧困対策のための事業（金銭を直接給付する事業又は貸与する事業を除く。）を支援金の交付対象事業（以下「支援事業」という。）として募集いたします。一団体につき、一事業の申請（※）としてください。なお、事業A及び事業Bの同時申請は不可とします。

- ア 様々な学びを支援する事業
- イ 居場所の提供・相談支援を行う事業
- ウ 衣食住など生活の支援を行う事業
- エ 児童又はその保護者の就労を支援する事業
- オ 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業
- カ その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

(上記アからカまでに示す事業は、子供の貧困対策に係る事業である必要がありますが、同時に、児童虐待や青少年育成における課題など、子供の貧困の背景に存在する様々な社会的要因の解消にも資する内容を伴う事業についても申請が可能です。)

※ただし、国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成(以下、「他の助成等」という。)を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、支援金の交付対象外とします。また、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、支援金の交付対象外となる場合があります。

4. 審査の視点

審査にあたっては、特に以下の4点を考慮いたします。

ア 計画性

申請された事業の目的を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であること

イ 連携

地域における多様な関係者を巻き込み、申請された事業の社会的意義を高めるとともに効果的に実施する工夫があること

ウ 広報

申請された事業の実施・効果に関する積極的な情報発信や広報の工夫を行うこととされていること

エ 継続性

申請された事業終了後の事業展開の見通しについて、今後の団体活動の発展が期待できる、一定の計画性があること

5. 支援金額と対象となる経費の算定

(1) 支援金額

支援事業として採択された場合には、基金の総額の範囲内において、当該支援事業に必要と認められる額30万円又は100万円を交付します。

また、支援回数は原則3回まで(新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援事業を除く)とします(次回以降事業Aに移行する場合は、両事業をあわせて原則3回までとします)。

(2) 支援対象経費

支援事業を実施するために真に必要な経費とします。費目は別紙を参考に法人等の会計規則などにあわせてご記入ください。

(3) 支援金額の算定

支援金額は、支援事業を実施するための経費の合計額(総事業費)から支援事業にかかる収入(寄付金、支援金に係る利息収入、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他の収入及び一般会計繰入金(法人の自己資金))額を除いた額の範囲内になります。

※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てになります。

※事業終了後精査処理を行い、支援金額の未使用等がある場合は返還していただきます。

6. 支援対象となる事業の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。

※令和4年度中に着手し、6か月以上継続し、かつ令和5年3月31日までに完了するものに限ります。

7. 応募手続き等

(1) 次の手続きに沿ってご提出ください。

① 子供の未来応援基金未来応援ネットワーク事業の要望書作成

- ・ 要望書は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp/miraiouen6th/>）からダウンロードし作成してください。

《主な記載事項》

- ・ 団体概要（活動実績等）、役員名簿、事業計画、支援金額調書等



② 機構ホームページからフォーム送信

- ・ 応募フォーム（子供の未来応援基金 未来応援ネットワーク事業）に必要事項を入力し、①で作成した要望書（要望額調書を含む）を添付のうえ、送信ボタンを押して登録することで応募完了となります。
- ・ 入力内容に誤りがないか、フォーム送信前に必ず確認してください。
- ・ 要望書を慎重に検討し、フォーム送信は原則一度のみとしてください。
- ・ 機構で要望書を受信後、フォームに登録したメールアドレスに受信確認メールを自動送信します（フリーメールの場合、自動送信が遅れる可能性があります）。受信確認メールが届かない場合は、機構NPOリソースセンター（12. 問合せ先参照）にご確認ください。

(2) 控えとして、お手元に要望書等のデータを必ず保管してください。

8. 提出期限

令和3年10月4日（月）PM3:00（応募フォーム登録完了）

※締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

9. 選定方法及びその結果

(1) 支援事業の選定は、内閣府、厚生労働省、文部科学省及び機構から構成される子供の未来応援国民運動推進事務局（以下「推進事務局」という。）による整理の上、子供の未来応援基金事業審査委員会（以下「委員会」という。）で審査し、委員会の審議を経て決定します。

なお、提出された要望書について、必要に応じて要望団体にヒアリングを実施する場合があります。

(2) 選定結果については、令和4年1月中を目途に、フォームに登録いただいたアドレスにメールにてお知らせする他、機構のホームページ等で公開します。また、選定された法人等のその後の手続きやそれに係る動画での説明（4月公開予定）のご案内は、あらためてお知らせします。

(3) 選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので予めご了承ください。

10. 支援にあたっての注意事項

(1) 支援事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、支援金専用口座の開設、帳簿の作成（機構指定のエクセル形式）により会計管理をしてく

ださい。また、支援対象経費にかかる証拠書類（帳簿類、領収書、振込書等）は支援事業完了後7年間の保管義務があります。

- (2) 支援事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書の成果物には、「子供の未来応援基金」から支援を受けている旨の表示を必ず明記していただきます。
- (3) 支援事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、支援事業の成果や改善点の確認のため、支援対象事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。
- (4) 支援事業終了後、令和5年4月末までに、機構所定様式による事業完了報告書、支援事業の経費にかかる領収書（写）の提出が必要になります。
- (5) 支援事業終了後、支援事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応いただくことが必須となります。

1 1. 留意事項

- (1) この支援金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により支援金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2) 支援事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、支援金の返還請求等を行うことがあります。また、支援の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、支援の要望を受け付けません。
- (3) 採択後であっても、事業の主たる費目について他の助成等を受けることになった場合には、支援金を利用する資格を失う場合があります。
- (4) 支援事業については、機構等の監査の対象になります。

また、支援期間中に進捗確認を行い、適切な事業実施のための助言等を行います。

- (5) 機構が、推進事務局として受領した要望書類、事業の進行状況に関する報告、事業完了報告書及び事業評価の結果等は、原則として同事務局内で共有されるとともに、審査選考のために委員会に開示される場合があります。

推進事務局が未来応援ネットワーク事業の実施に際して収集した個人情報等は、当該事業に関する事務手続きのほか、同国民運動におけるフォーラム等のご案内等、同国民運動に関することのみ利用します。

また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

- (6) ご提出いただいた個人情報等は、「子供の未来応援基金」業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・ 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- ・ 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため

また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※個人情報等については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

12. 問合せ先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人 福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課

電話 03-3438-4756 月曜～金曜 AM9:00～PM5:00 (祝祭日除く。)

(なお、つながりにくい場合は03-3438-9942におかけください。)

FAX 03-3438-0218

ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/miraiouen6th/>



費目	支援対象経費の例
① 謝金	ボランティア、講師などに対する謝礼
② 旅費	事務局、ボランティア、講師などの交通費・宿泊費
③ 賃金	アルバイト賃金 ※団体役員に対する賃金、通常業務と区分できない職員やアルバイトに対する賃金は対象外
④ 家賃	支援事業の家賃や地代
⑤ 光熱水費	支援事業建物の電気・ガス・水道代
⑥ 備品購入費	単価 10 万円以上の備品購入
⑦ 消耗品費	食材費、事務用品代、新型コロナウイルス感染症対策として必要な経費(タブレット端末や消毒液・マスク等の購入費) ※単価 10 万円未満のもの(単価 10 万円以上のは備品購入費で整理)
⑧ 借料損料	リース・レンタル代、会場借料等
⑨ 印刷製本費	チラシ・報告書等の印刷費
⑩ 通信運搬費	郵便・宅配料、通信料等
⑪ 委託費	調査・集計・分析、システム開発費等専門性の高い業務を外部の専門業者に委託する経費
⑫ 雑役務費	託児料、振込手数料等
⑬ 保険料	障害保険料(ボランティア保険)等

※その他ご不明な点は、事前に機構へ照会してください。

改正 平成 23 年 3 月 31 日 平成 23 年 9 月 30 日
平成 24 年 1 月 26 日 平成 24 年 3 月 29 日
平成 25 年 3 月 11 日 平成 25 年 7 月 12 日
平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 6 月 9 日
平成 27 年 5 月 21 日 平成 28 年 6 月 13 日
平成 29 年 3 月 22 日 平成 29 年 9 月 27 日
平成 30 年 1 月 24 日 平成 31 年 3 月 29 日
令和 2 年 3 月 31 日 令和 3 年 3 月 29 日

第 1 章 総則

(通則)

第 1 条 独立行政法人福祉医療機構業務方法書第 34 条の規定に基づき、この要綱を定める。

(目的)

第 2 条 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の助成は、毎年度国から示される社会福祉振興助成事業実施要綱等に基づき、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 7 号に規定する社会福祉振興事業を行う者(以下「社会福祉振興事業者」という。)に対し、助成を行うことによって、社会福祉の振興を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第 3 条 助成対象事業は、社会福祉振興事業であって、次に掲げる事業とする。

(1) 地域連携活動支援事業

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業(同一都道府県内)

(2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

(3) 未来応援ネットワーク事業

子供の未来応援基金を活用して子供の貧困対策に資すると認められる活動を行う特定非営利活動法人等への交付を行う事業

(助成対象者)

第 4 条 この助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、前条各号に掲げる事業を行う社会福祉振興事業者のうち、次に掲げる者とする。ただし、過去において、法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降 5 年間を経過していない者及び第 26 条の規定に該当する者を除く。

(1) 事業を遂行するに十分な能力を有する者であること。

(2) 特定の団体の利益を図るような運営を行わない者であること。

(3) 次の反社会的勢力のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

イ 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

ウ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

エ 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行

うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。(以下、「準構成員」という。)

オ 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

カ 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

キ 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

ク 特殊知能暴力集団等 アからキに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

ケ アからクまでのいずれかに該当する者及びその他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する集団又は個人

コ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する集団又は個人

サ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する集団又は個人

シ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する集団又は個人

ス 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する集団又は個人

セ 暴力的な要求行為がある集団又は個人

ソ 法的な責任を超えた不当な要求行為がある集団又は個人

タ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為がある集団又は個人

チ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為がある集団又は個人

ツ セからチに準ずる集団又は個人

(助成対象経費)

第5条 この助成の対象となる経費は、助成対象者が第3条第1号及び第2号に掲げる事業を行うための経費(諸謝金、旅費、借料損料等)であって、機構が別に定める範囲内とする。なお、第3条第3号に掲げる事業を行うための経費については、当該事業に必要な経費とする。

(助成限度額)

第6条 助成対象事業のうち第3条第1号及び第2号に掲げる事業の助成限度額は、次のとおりとする。ただし、一事業で50万円に満たない場合は、助成の対象としないものとする。

(1) 地域連携活動支援事業 700万円

(2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 900万円

2 特段の必要がある場合は、前項に規定する助成限度額を超えて、助成することができるものとする。

(助成対象事業の実施期間)

第7条 この助成金を受けて行う事業(以下「助成事業」という。)は、当該事業年度内に終了するものとする。

第2章 助成の要望等

(助成の要望等)

第8条 この助成の要望、選定については別に定めるところにより行うものとする。

第3章 助成金額の算定等

(助成金額の算定)

第9条 助成金額は、助成事業を実施するための経費の合計額(以下「総事業費」という。)から同事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成の条件)

第10条 この助成の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 助成事業の内容又は助成金所要額を変更しようとするときは、機構の承認を受けなければならない。
- (2) 助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、別に定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約をすることができる。
- (3) 助成事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに機構の指示を受けなければならない。
- (5) 助成金を受けて取得し、又は効用の増加した機械及び器具等について、機構が別に定める期間を経過するまで、助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は改廃しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- (6) 機構の承認を受けて、前号に定める機械及び器具を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に返還させることがある。
- (7) 助成金を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 助成金については、助成事業以外の用途に使用してはならない。
- (9) 特許権、実用新案権又は意匠権を取得することによって相当の収益が生ずると認められたときは、助成金の全部又は一部に相当する額を機構に納付させることがある。
- (10) 団体の住所、名称又は代表者を変更したときは、速やかに機構に届け出なければならない。
- (11) 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託(総事業費に占める外部委託の割合が50%以上)する事業及び第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分(総事業費に占める交付資金の割合が50%以上)を占める事業は、助成対象としない。
- (12) 助成事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(以下「仕入控除税額」という。)が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、助成事業実施事業年度の翌々事業年度4月30日までに機構に報告しなければならない。ただし、第3条第3号に掲げる事業に対する助成にあつては、この限りではない。
- (13) 機構に前号の報告があったときは、仕入控除税額の全部を返還させることとする。

(助成の申請)

第11条 助成対象者は、この助成の申請を行うときは、機構が指定する日までに、申請書兼請求書(様式1)を機構に提出しなければならない。

(助成の変更申請)

第12条 助成対象者は、第10条第1号の規定による助成事業の内容等の変更の承認を受けようとするときは、変更申請書兼請求書(様式2)を機構に提出しなければならない。

(助成の決定)

第13条 機構は、申請書兼請求書又は変更申請書兼請求書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査を行い、助成の決定又は変更の決定を行い、その旨を助成対象者に対し通知するものとする。

2 機構は、前項の助成の決定又は変更の決定を公表することができる。

(助成の辞退)

第 14 条 助成対象者は、助成の決定又は変更の決定を受けた後に、助成を辞退しようとするときは、その旨を機構に届け出なければならない。

(進捗状況報告等)

第 15 条 機構は、助成対象者から事業の進捗状況を報告させ、又は助成対象者に対して指導及び調査を行うことができるものとする。

2 機構は、指導及び調査の結果、第 10 条第 1 号の規定による助成事業の内容等の変更が認められたときは、助成対象者から変更申請書兼請求書を提出させ、助成の変更の決定を行うことができる。

(事業完了報告等)

第 16 条 助成対象者は、助成事業の完了した日から起算して 1 月を経過する日又は助成事業実施事業年度の翌事業年度 4 月 30 日のいずれか早い日までに事業完了報告書(様式 3、3-2)並びに機構が別に定める事業実績及び自己評価書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、事業評価を行うため助成対象者から助成事業の実施内容を報告させ、又は助成対象者に対して事業評価に係る実地調査を行うことができる。

3 機構は、助成対象者に対して助成事業の継続状況及び波及効果等に関し調査を行うことができる。

4 機構は、第 2 項の事業評価の結果及び前項の調査結果を公表することができる。

(助成金額の確定)

第 17 条 機構は、事業完了報告書の提出があったときは、助成事業の実施内容及びその収支決算が適正であるか否かを審査及び必要に応じて調査を行い、適正であると認められたときは、助成金額を確定し、助成対象者に通知するものとする。

第 4 章 助成事業の経理等

(経理区分等)

第 18 条 助成対象者は助成事業に係る経理については、専用の普通預金口座を設け、他の経理と区分し、所要の帳簿類、当該収入及び支出について証拠書類及び予算と決算との関係を明らかにした助成金精算調書を備えなければならない。

2 助成対象者は、前項に掲げる帳簿類、証拠書類及び助成金精算調書を事業完了後 7 年間保管しておくなければならない。

(助成金の支払)

第 19 条 助成金の支払いは、精算払又は概算払の方法によるものとする。

2 助成対象者は、概算払の方法により請求する場合は、第 11 条又は第 12 条の規定による助成の申請又は変更申請と併せて請求するものとする。

第 20 条 機構は、前条の規定による請求があったときは、当該請求に係る審査及び必要に応じて助成事業の進捗状況等の調査を行い、内容が適当であることを確認のうえ助成金を支払うものとする。

第 5 章 監査

(助成事業の監査)

第 21 条 機構は、必要があると認めたときは、助成事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

第 6 章 助成事業の内容の公表等

(助成事業の公表等)

第 22 条 機構は、事業完了報告書、事業実績、成果物の全部又は一部を印刷その他の方法で公表することができる。

2 機構は、助成事業の成果について社会福祉事業の振興のためにこれを公表し、又は使用することができる。

(助成事業の表示等)

第 23 条 助成対象者は、助成事業の結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載し、若しくはその成果物を配付又は販売するときは、助成事業の成果である旨を明記しなければならない。

2 助成対象者は、助成事業の結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載し、若しくはその成果物を配付又は販売したときは、その刊行物又は印刷物若しくはその成果物を機構に届け出なければならない。

(特許権等)

第 24 条 助成対象者は、助成事業の成果に関して特許権、実用新案権又は意匠権を取得したときは、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

第 7 章 助成金の返還等

(助成の決定の取消し)

第 25 条 機構は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部の助成の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段若しくは事実と異なる申請により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第 4 条第 3 号に規定する反社会的勢力に該当する者であることが判明したとき。
- (4) 第 14 条の助成の辞退に係る書類の提出があったとき。
- (5) 助成事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 第 15 条の規定による調査等について、特別の理由なく、拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (7) 第 16 条の規定による機構への事業完了報告書、事業実績及び自己評価書の提出が遅延したとき。
- (8) 第 16 条及び第 17 条の規定による調査等又は第 21 条の規定による監査について、特別の理由なく、拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (9) 助成の決定又は変更の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (10) その他法令及びこの独立行政法人福祉医療機構助成要綱(以下「助成要綱」という。)に違反したと認められたとき。
- (11) 助成の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、助成金額の確定後においても適用する。

3 前 2 項の規定により取り消しをしたときは、助成金を返還する期限その他必要な事項を通知するものとする。

(助成の決定を取消した者への応募停止等)

第 26 条 機構は、前条(第 1 項第 3 号、4 号及び第 11 号に該当する場合を除く。)の規定により助成の決定を取消したときは、助成を取り消した年度の翌年度以降 5 年間、助成の決定を取り消した者からの助成の要望を受け付けないものとする。

2 機構は、前条第 1 項第 3 号の規定により助成の決定を取消したときは、助成を取り消した年度の翌年度以降、同号の規定により助成の決定を取り消した者からの助成の要望を受け付けないものとする。

(助成金の返還)

第 27 条 機構は、第 13 条、第 15 条第 2 項又は第 25 条の規定により助成金額を変更若しくは取り消した場合又は第 17 条の規定により助成金額を確定した場合において、既にその助成金額を超える助成金が支払われているときは、その全部又は一部を、機構が指定した期日(以下「指定期日」という。)までに返還させるものとする。

2 機構は、前項の返還(第 25 条第 1 項第 1 号及び第 3 号により助成金額を取り消した場合に伴うものを除く。)に係る場合において、機構が別に定めるやむを得ない事情があると認めるときは、指定期日を延長し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を免除することができる。

(加算金及び延滞金)

第 28 条 助成対象者は、第 25 条第 1 項(第 4 号及び第 11 号に該当する場合を除く。)及び第 2 項により助成金の決定の取り消しを受け、前条による返還を求められたときは、その請求に係る助成金を受領した日から指定口座に入金した日までの日数に応じて、当該返還金の額(その一部を入金した場合にお

けるその後の期間については、当該入金額を控除した額)につき年 10.95%の割合で計算した加算金を機構に支払わなければならない。

- 2 助成対象者は、返還を求められた助成金を指定期日までに支払わなかったときは、指定期日の翌日から指定口座に入金した日までの日数に応じて、当該返還金の額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を機構に支払わなければならない。
- 3 機構は、前 2 項において、やむを得ない事情があると認められたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この助成要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この助成要綱の施行の際、廃止前の独立行政法人福祉医療機構助成金交付要綱(平成 15 年 10 月 1 日規程第 16 号)及び社会福祉・医療事業団助成金交付要綱(平成 2 年規程第 2 号)(以下「旧交付要綱」という。)により平成 21 年度以前に助成の決定を行った事業については、旧交付要綱は、この助成要綱施行後も、なおその効力を有する。

- 2 この助成要綱の施行の際、旧交付要綱に基づき平成 21 年 10 月 31 日までに「平成 22 年度助成金交付要望書」を受理しているものについては、第 8 条の規定によって要望があったものとみなし、第 6 条の規定は適用しない。
- 3 この助成要綱の施行の際、廃止前の独立行政法人福祉医療機構交付金交付要綱(平成 15 年 10 月 1 日規程第 17 号)に基づき平成 21 年 11 月 30 日までに財団法人テクノエイド協会が平成 22 年度助成に係る「福祉用具研究開発事業助成金交付要望書」又は「福祉用具調査研究事業助成金交付要望書」を受理しているものについては、第 8 条の規定によって要望があったものとみなし、第 6 条の規定は適用しない。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日)

(施行期日)

第 1 条 この助成要綱の一部改正は平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この助成要綱の一部改正の施行の際、改正前の助成要綱により平成 22 年度に助成の決定を行った事業については、改正後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 24 年 1 月 26 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 11 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 25 年 3 月 11 日から施行し、平成 25 年 1 月 10 日から適用する。

附 則(平成 25 年 7 月 12 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 25 年 7 月 12 日から施行し、平成 25 年 5 月 15 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 9 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 26 年 6 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 21 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 27 年 5 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 6 月 13 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 28 年 6 月 13 日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 22 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度助成事業から適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 27 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 24 日)

- 1 この助成要綱の一部改正は、平成 30 年 1 月 24 日から施行し、平成 29 年 10 月 2 日から適用する。
- 2 第 3 条第 3 号に係る事業については、「助成」を「支援」と読み替えるものとする。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日)

この助成要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日)

この助成要綱の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日)

この助成要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

申請書兼請求書

[別紙参照]

様式 2

変更申請書兼請求書

[別紙参照]

様式 3

事業完了報告書（地域連携活動支援事業及び全国的・広域的ネットワーク活動支援事業）

[別紙参照]

様式 3-2

事業完了報告書（未来応援ネットワーク事業）

[別紙参照]

(様式3-2)

年 月 日

独立行政法人福祉医療機構 理事長 様

〒 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

実印

年度 事業完了報告書

標記について、次のとおり報告します。

1 事業名 [redacted] 事業

2 精算額 [redacted] 千円

3 精算額調書

総事業費 (A)	寄付金 その他の収入 (B)	差引事業費 (A-B=C)	左引事業費から千円 未満の端数を切り捨て た額 (D)	決定額 (E)	精算額 (DとEを比較して 少ない方の額) (F)	返還額 (E-F)
円	円	0 円	千円	千円	千円	千円

(添付書類)

- (1) 精算額計算書
- (2) 成果物
- (3) その他参考となる書類

担当者	氏 名	[redacted]	F A X	[redacted]
	電 話	[redacted]	メールアドレス	[redacted]

改正 平成 23 年 3 月 31 日 平成 25 年 3 月 11 日
平成 27 年 5 月 21 日 平成 28 年 6 月 13 日
平成 29 年 3 月 22 日 平成 29 年 9 月 27 日
平成 30 年 1 月 24 日 平成 31 年 3 月 29 日
令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 12 月 9 日

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 社会福祉振興助成事業に関する業務のうち、助成事業に係る事務については、独立行政法人福祉医療機構法、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）、独立行政法人福祉医療機構助成要綱（以下「助成要綱」という。）、その他独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の定める諸規程及び機構から発する通知によるほか、この社会福祉振興助成事業事務取扱要領（以下「要領」という。）により、処理するものとする。

第 2 章 助成対象経費

(助成対象経費の算定)

第 2 条 助成要綱第 5 条に規定する助成対象経費は、別表に掲げる経費とし次の各号により算定する。

(1) 諸謝金

事業の実施に必要な委員会等の委員、専門家等に対する謝金について、機構が別に定める基準に基づき算定される額とする。

(2) 旅費

事業の実施に必要な委員旅費又は打合会、現地調査等に要する旅費について、機構が別に定める基準に基づき算定される額とする。

(3) 所費

事業の実施に必要な経費であって機構が別に定める基準に基づき算定される額とする（法人又は団体の運営経費は除く。）。

第 3 章 助成の要望等

(募集の実施)

第 3 条 助成事業は、別に定める募集要領により要望された事業の中から選定するものとする。

(募集の方法)

第 4 条 助成事業の募集は、機構が直接行うものとする。

(選定)

第 5 条 機構は、業務方法書第 32 条第 1 号及び第 2 号に係る要望のあった事業については、要望書の審査を行うほか、必要に応じて調査を行うとともに、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）の決定を尊重して選定するものとする。

2 機構は、業務方法書第 32 条第 3 号に係る要望のあった事業については、要望書の審査を行うほか、必要に応じて調査を行うものとする。なお、選定については、業務方法書第 33 条第 5 項の規定により、「子供の未来応援基金事業審査委員会の開催について」（平成 28 年 5 月 23 日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）に基づき運営される子供の未来応援基金事業審査委員会において行うものとする。

(内定の通知等)

第 6 条 機構は、選定した事業に関し、助成対象者に対し、助成事業名、助成金内定額その他必要な事項を付して内定の通知を行うものとする。

2 機構は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内定を取消することができるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段若しくは事実と異なる要望により、内定を受けたとき
- (2) 内定の辞退があったとき
- (3) 内定の通知にその他必要な事項として付した内定の条件に違反したとき
- (4) 助成の申請期日までに申請書兼請求書（助成要綱様式 1）の提出がなかったとき
- (5) その他、助成の決定までの間に、募集要領に定めた要件などを満たさなくなったとき

第 4 章 助成金額の算定

（助成金額の算定）

第 7 条 助成要綱第 9 条に規定する寄付金その他の収入は、寄付金及び助成金にかかる利息、参加費、利用料並びに事業を実施する際に生じるその他の収入の額とする。

第 5 章 助成の条件

（事業の変更）

第 8 条 助成要綱第 10 条第 1 号に規定する機構の承認を受けなければならない事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 助成事業の内容（手法、手段、委員会の改廃、実施か所数）を変更する場合であって、経費の各費目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の 20% 以内である場合又はその額が 20 万円以下の場合の変更は除く。）が生じる場合

- (2) 助成金所要額に変更が生じる場合

（指名競争に付し又は随意契約によることができる場合の要件）

第 9 条 助成要綱第 10 条第 2 号に規定する指名競争に付し又は随意契約によることができる場合の要件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 指名競争契約の要件

ア 借料損料 予定借料の年額又は総額が 160 万円以下の場合

イ 備品購入費 予定価格が 300 万円以下の場合

ウ 印刷製本費 予定価格が 500 万円以下の場合

エ 委託費 予定価格が 200 万円以下の場合

オ その他機構が認めた場合

- (2) 随意契約の要件

ア 借料損料 予定借料の年額又は総額が 80 万円以下の場合

イ 備品購入費 予定価格が 160 万円以下の場合

ウ 印刷製本費 予定価格が 250 万円以下の場合

エ 委託費 予定価格が 100 万円以下の場合

オ その他機構が認めた場合

（財産処分）

第 10 条 助成要綱第 10 条第 5 号に規定する機構が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）別表第一に掲げる期間とする。

（財産処分等による収入の返還）

第 11 条 助成要綱第 10 条第 6 号に規定する財産処分による収入の返還及び同条第 13 号に規定する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還については、原則として、助成金の確定額を上限に、その額を返還させるものとする。

第 6 章 事業完了報告等

（事業完了報告書等の提出等）

第12条 助成事業が完了した場合には、助成要綱第16条第1項の規定に基づき、事業完了報告書等を提出させるものとする。なお、助成事業に係る領収書等の証拠書類については、必要に応じて確認することができるものとする。

第7章 助成金の支払

(助成金の支払いの請求)

第13条 助成対象者は、助成金の支払いを受けようとするときは、機構と協議のうえ、精算払の方法によるときは、確定通知を受領後、精算払請求書(様式1)を提出し、概算払の方法によるときは、申請書兼請求書(助成要綱様式1)にその他必要な書類を添えて、機構に提出させるものとする。

第8章 助成金の返還

(返還の方法)

第14条 助成要綱第27条の規定による助成金の返還の方法は、当該返還金(助成要綱第28条の規定による加算金及び延滞金を含む。)を機構の指定する取引銀行口座に払い込む方法によるものとする。

(やむを得ない事情)

第15条 助成要綱第27条第2項に規定する「やむを得ない事情」とは、天災その他助成対象者の過失によらない重大な事故が生じた場合とする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の実施の際、平成21年度以前に機構及び社会福祉・医療事業団において助成金の決定を行った事業については、旧長寿・子育て・障害者基金助成金事務取扱要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成23年3月31日)

この要領の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日)

この要領の一部改正は、平成25年3月11日から施行し、平成25年1月10日から適用する。

附 則(平成27年5月21日)

この要領の一部改正は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年6月13日)

この要領の一部改正は、平成28年6月13日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

附 則(平成29年3月22日)

この要領の一部改正は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度助成事業から適用する。

附 則(平成29年9月27日)

この要領の一部改正は、平成29年10月2日から施行する。

附 則(平成30年1月24日)

- 1 この要領の一部改正は、平成30年1月24日から施行し、平成29年10月2日から適用する。
- 2 独立行政法人福祉医療機構助成要綱第3条第3号に係る事業については、「助成」を「支援」と読み替えるものとする。

附 則(平成31年3月29日)

この要領の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この要領の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 9 日)

この要領の一部改正は、令和 3 年 12 月 9 日から施行する。

別表(第 2 章 助成対象経費関係)

助成対象経費

助成事業の実施に必要な経費とし、謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、借料損料、会場借料、家賃、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、給与、職員手当等、賃金、委託費、保険料、食材費、雑役務費、燃料費、光熱水費

(様式 1)

精算払請求書

[別紙参照]

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年法律第179号)

最終改正：令和元年5月31日

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に

誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当っては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取上げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

- 2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。
(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。
- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附 則 （昭和三四年四月二〇日法律第一四八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）
- 7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 （昭和三七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （昭和三四年四月一日法律第一三三号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一四年一二月一三日法律第一五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

(昭和30年政令第255号)
最終改正：令和3年3月31日

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の二十四、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十条の二及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十三条の二において準用する場合を含む。）に基き、この政令を制定する。

(定義)

第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第八条第六項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六十六号）第十七条（肉用牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十三条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四号）第二十二條、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百五十五号）第十六条並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第七十七条の三において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

(補助金等とする給付金の指定)

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十五号から第九十三号までにあっては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の四の第三第二項に規定する交付金
二 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条及び附則第三条第一項に規定する交付金
三 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第六条第一項に規定する協同農業普及事業交付金
四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十九条第一項（同法第七十三号において準用する場合を含む。）に規定する交付金
五 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第七十一条の三第九項（同法第七十一条の三の第二十一項において準用する場合を含む。）の規定による交付金
六 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第三十五条第一項に規定する交付金
七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第七条又は第十一条の規定による交付金
八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十六条の八に規定する交付金
九 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金
十 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金
十一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十五条第一項に規定する交付金
十二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条の三第二項に規定する交付金
十三 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百十四号）第二条第四項の規定による給付金
十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第九条第二項に規定する交付金
十五 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する交付金
十六 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の規定による交付金
十七 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交付金
十八 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法

律第五十五号）附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条に規定する交付金
十九 石炭鉱業の構造調整の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第二十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第十条第一項の規定による損失補償金
二十 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十五条第一項に規定する交付金
二十一 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百十一号）第五十条の規定による交付金
二十二 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する交付金
二十三 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
二十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十三条第三項、第九十五条第一項及び附則第五条の規定による交付金
二十五 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十五条の規定による交付金
二十六 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二十三条の規定による交付金
二十七 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二十一条の規定による交付金
二十八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十二条第一項、第二百二十二条の二及び第二百二十二条の三の規定による交付金
二十九 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十五条の三第二項に規定する交付金
三十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項に規定する交付金
三十一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二十一条第一項及び第二十二号第一項の規定による交付金
三十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十一条第一項に規定する交付金
三十三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条第一項に規定する交付金
三十四 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第二項に規定する交付金
三十五 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十二条第一項の規定による交付金のうち同法の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの
三十六 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十四条に規定する交付金
三十七 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第十九条第一項に規定する交付金
三十八 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第六条第二項に規定する交付金
三十九 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する交付金
四十 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第六条に規定する再編交付金
四十一 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第六条第二項に規定する交付金
四十二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第十五条の規定による交付金
四十三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十三条に規定する交付金
四十四 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十八条第二項に規定する交付金
四十五 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百六十六号）第三十八条の規定による交付金
四十六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十四条第二項及び第四十六条第二項に規定する交付金
四十七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十六条の二の規定による給付金及び同法第六十八条第三項に規定する交付金
四十八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九十六条の規定による交付金
四十九 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条に規定する交付金
五十 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）第二十九条の規定による交付金
五十一 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条第一項に規定する交付金
五十二 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第十条第一号の規定による給付金
五十三 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）第十三条の規定による交付金
五十四 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二十八条の規定による交付金
五十五 不発弾等処理交付金
五十六 啓発宣伝事業等委託費
五十七 特別支援教育就学奨励費交付金（第十三号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
五十八 社会事業学校等経営委託費
五十九 生活保護指導監査委託費

六十 身体障害者福祉促進事業委託費
六十一 衛生関係指導者養成等委託費（医療衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）
六十二 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭と館運営委託に係るもの
六十三 中山間地域等直接支払交付金
六十四 水産業改良普及事業交付金
六十五 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
六十六 石油貯蔵施設立地対策等交付金
六十七 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
六十八 電源立地等推進対策交付金
六十九 原子力施設等防災対策等交付金
七十 森林整備地域活動支援交付金
七十一 電源立地地域対策交付金（第二十二号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
七十二 循環型社会形成推進交付金
七十三 農業・食品産業強化対策整備交付金
七十四 農業・食品産業強化対策推進交付金
七十五 自然環境整備交付金
七十六 医療提供体制施設整備交付金
七十七 地域住宅交付金（第三十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
七十八 労働時間等設定改善推進助成金
七十九 農山漁村活性化対策整備交付金（第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
八十 農山漁村活性化対策推進交付金（第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
八十一 森林整備・林業等振興推進交付金
八十二 水産業強化対策推進交付金
八十三 生物多様性保全推進交付金
八十四 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
八十五 地域活性化・生活対策臨時交付金
八十六 地方消費者行政活性化交付金
八十七 子育て支援対策臨時特例交付金
八十八 緊急雇用創出事業臨時特例交付金
八十九 妊婦健康診査臨時特例交付金
九十 地域活性化・経済危機対策臨時交付金
九十一 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金
九十二 医療施設耐震化臨時特例交付金
九十三 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
九十四 地域医療再生臨時特例交付金
九十五 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金
九十六 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金
九十七 過疎地域等自立活性化推進交付金
九十八 農山漁村地域整備交付金
九十九 過疎地域事業補助率差額
百 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
百一 農山漁村六次産業化対策推進交付金
百二 農山漁村六次産業化対策整備交付金
百三 森林整備・林業等振興整備交付金
百四 水産業強化対策整備交付金
百五 社会資本整備総合交付金（第三十号、第三十四号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百六 受動喫煙防止対策助成金
百七 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
百八 被災農家経営再開支援交付金
百九 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金
百十 革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金
百十一 電力基盤高度化等対策交付金
百十二 放射線監視設備整備臨時特別交付金
百十三 原子力災害影響調査等交付金
百十四 原子力災害健康管理施設整備交付金
百十五 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金
百十六 地域経済循環創造事業交付金
百十七 防災・安全社会資本整備交付金（第三十号、第三十四号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百十八 生物多様性保全回復施設整備交付金
百十九 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
百二十 水産多面的機能発揮対策交付金
百二十一 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金
百二十二 防災対策推進後進地域特例法適用団体補助率差額
百二十三 防災対策推進社会資本整備総合交付金
百二十四 女性活躍推進交付金
百二十五 福島再生加速化交付金（第四十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百二十六 地域医療対策支援臨時特例交付金
百二十七 多面的機能支払交付金
百二十八 治山事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百二十九 道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十 港湾整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十一 農業農村整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十二 森林整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十三 水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
百三十四 地域女性活躍推進交付金
百三十五 地方消費者行政推進交付金
百三十六 生活基盤施設耐震化等交付金
百三十七 保育所等整備交付金（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

百三十八 廃棄物処理施設整備交付金
百三十九 鳥獣捕獲等事業交付金
百四十 福島原子力災害復興交付金
百四十一 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金
百四十二 教育支援体制整備事業費交付金
百四十三 認定こども園施設整備交付金
百四十四 環境保全型農業直接支援対策交付金
百四十五 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第二十三号又は第四十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百四十六 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
百四十七 被災児童生徒就学支援等事業交付金
百四十八 地域子供の未来応援交付金
百四十九 地域少子化対策重点推進交付金
百五十 地域介護対策支援臨時特例交付金
百五十一 農地集積・集約化対策推進交付金
百五十二 拠点返還地跡地利用推進交付金
百五十三 食料安全保障確立対策推進交付金
百五十四 食料安全保障確立対策整備交付金
百五十五 農地集積・集約化対策整備交付金
百五十六 被災者支援総合交付金
百五十七 特定非営利活動法人等被災者支援交付金
百五十八 緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金
百五十九 東北観光復興対策交付金
百六十 九州観光支援交付金
百六十一 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
百六十二 離島漁業再生支援等交付金
百六十三 環境保全施設整備交付金
百六十四 放射線健康影響調査等交付金
百六十五 農林水産業再生支援交付金
百六十六 東京パラリンピック競技大会開催準備交付金
百六十七 地方消費者行政強化交付金
百六十八 地域自殺対策強化交付金（第三十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
百六十九 農業水利施設保全管理整備交付金
百七十 六次産業化市場規模拡大対策推進交付金
百七十一 六次産業化市場規模拡大対策整備交付金
百七十二 ブロック塀・冷房設備対策臨時特例交付金
百七十三 外国人受入環境整備交付金
百七十四 農業水利施設保全管理推進交付金
百七十五 国産農産物生産・供給体制強化対策交付金
百七十六 地域就職水河期世代支援加速化交付金
百七十七 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
百七十八 特定地域づくり事業推進交付金
百七十九 民間都市開発推進機構補給金
百八十 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
百八十一 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
百八十二 高収益作物次期作支援交付金
百八十三 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金
百八十四 地方創生テレワーク推進交付金
百八十五 東京オリンピック・パラリンピック競技大会新型コロナウイルス感染症対策交付金
百八十六 ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金
百八十七 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
百八十八 成果連動型民間委託契約方式推進交付金
百八十九 過疎地域持続的発展支援交付金
百九十 農地集積・集約化等対策推進交付金
百九十一 農地集積・集約化等対策整備交付金
百九十二 国産農産物生産基盤強化等対策交付金
百九十三 日本型直接支払交付金
（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の補助金等）に関しては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項
- 二 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

(事業完了後においても従うべき条件)

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 補助金等が基金造成費補助金等(補助事業者等が基金事業等(複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。))の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。)に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。

二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。

三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したときその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。

四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

(事情変更による決定の取消ができる場合)

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業者等又は間接補助事業者等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業者等又は間接補助事業者等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)とする。

(決定の取消に伴う補助金等の交付)

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長(日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の補助金等に関しては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。次項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。)に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、

独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

5 農林水産大臣、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二條に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一 不動産

二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

三 前二号に掲げるものの従物

四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの

五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合

二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

(事務の委任の範囲及び手続)

第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告書の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関(日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養

研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長の事務については日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の機関、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の事務については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機関)に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

3 第九条第五項の規定は、前項の承認について準用する。

4 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を委任したときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)

第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる事務の内容を明らかにして、知事等が当該事務を行うこととなることについて、都道府県の知事の同意を求めなければならない。

3 都道府県の知事は、前項の規定により各省各庁の長から同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をする決定をしたときは同意をする旨を、同意をしない決定をしたときは同意をしない旨を各省各庁の長に通知するものとする。

4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなったときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

5 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行った場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

6 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなった場合においては、法中当該事務に係る各省各庁の長に関する規定は、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。

(都道府県が行うこととなった場合の事務の実施)

第十八条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により法第二十三条の規定による職権に属する事務を知事等が行うこととなった場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

附 則 1 この政令は、公布の日から施行する。

2 法の施行前に交付された補助金等について法の施行後に返還を命じた場合における法第十九条第一項の加算金の計算については、同項中「受領の日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替えるものとする。

3 法第十九条から第二十一条までの規定は、法の施行前に補助金等の返還を命じた場合については、適用しない。

附 則 (昭和三十一年六月十五日政令第一八七号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年七月八日政令第一九七号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月三日政令第三二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年五月一日政令第一〇五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年五月一日政令第一〇五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月二十八日から適用する。

附 則 (昭和三十三年五月一日政令第一〇五号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年五月九日政令第一七七号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十五年七月九日政令第二二二号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年八月四日政令第二七五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年一月二日政令第四一七号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年三月二日政令第五三三号) 抄

1 この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年五月一日政令第一八三三号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年六月二日政令第二四八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年八月二日政令第三三三三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年九月二日政令第三九一三号) 抄

1 この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附 則 (昭和三十七年一月一日政令第四〇三三号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。

附 則 (昭和三十八年六月二日政令第二一五五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年五月二日政令第一六五五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年六月一日政令第一九九九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和三十九年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年一月二日政令第三三八三三号) 抄

1 この政令は、法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和三十九年七月六日政令第四二二二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和三十九年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年八月七日政令第二四一四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和三十九年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年九月四日政令第二七九七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年九月七日政令第二八四四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、第九条及び第十条の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則 (昭和三十九年七月一日政令第二四二二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十二年分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年六月二日政令第一六九九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十三年分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年八月七日政令第二四一四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十一年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年九月四日政令第二七九七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年九月七日政令第二八四四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、第九条及び第十条の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則 (昭和三十九年七月一日政令第二四二二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十二年分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年六月二日政令第一六九九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十三年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年八月七日政令第二四一四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十一年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年九月四日政令第二七九七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年九月七日政令第二八四四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、第九条及び第十条の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則 (昭和三十九年七月一日政令第二四二二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十四年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年六月二日政令第一六九九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十四年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年八月七日政令第二四一四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十四年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年九月四日政令第二七九七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年九月七日政令第二八四四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、第九条及び第十条の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則 (昭和三十九年七月一日政令第二四二二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十六年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年六月二日政令第一六九九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十七年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年八月一日政令第二三〇三三号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十七年度分以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年九月四日政令第二七九七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年九月七日政令第二八四四号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年六月二七日政令第二三〇号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十八年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十九年八月一九日政令第二九三号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(昭和四十九年八月二十日)から施行する。ただし、第七条及び次項の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年八月二〇日政令第二九五号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(昭和四十九年九月一日)から施行する。

附 則 (昭和四十九年九月二七日政令第三四〇号) 抄

1 この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年六月二四日政令第一九一号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和四十九年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五一年七月二日政令第一八九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十年年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五二年六月二四日政令第二一八号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十一年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年六月二〇日政令第二四二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十二年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年六月一五日政令第一七九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十三年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年六月二〇日政令第一七五号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十四年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年七月二日政令第二五四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十五年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五七年五月一三日政令第一三七号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第十一号に規定する元利補給金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五七年六月二二日政令第一六九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十六年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年七月一日政令第一五〇号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十七年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年九月七日政令第二六六号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十八年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年三月五日政令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この政令の施行前に旧公社が交付した旧公社法第四十三条の二十五に規定する補助金等については、第二十一条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(同令第十七条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第一条中「日本専売公社法第四十三条の二十五」とあるのは「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号。以下「会社法」という。)」附則第二十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第二十条の規定による廃止前の日本専売公社法第四十三条の二十五」と、同令第三条第一項第五号中「日本専売公社」とあるのは「会社法附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社が交付した補助金等に関しては、日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)の代表者」と、同令第九条第四項中「日本専売公社、」とあるのは「会社の代表者、」と、「日本専売公社」とあるのは「会社」と、同令第十四条第一項第一号中「国」とあるのは「会社」と、同令第十六条第一項中「公社又は新東京国際空港公団の総裁の事務については当該公社又は新東京国際空港公団の機関」とあるのは「会社の代表者の事務については会社の職員」と、同条第二項中「日本専売公社、」とあるのは「会社の代表者、」と、「日本専売公社」とあるのは「会社」とする。

附 則 (昭和六〇年三月一五日政令第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一八日政令第一四〇号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十九年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年六月八日政令第一七〇号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月二七日政令第二六九号)

この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十年十一月一日)から施行する。

附 則 (昭和六一年五月二七日政令第一八一号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和六十年年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年七月二日政令第二六二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和六十一年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年十一月四日政令第三六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三一日政令第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十三年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和六三年七月一日政令第二二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年八月九日政令第二四一号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 昭和六十三年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年一月二九日政令第三三一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年六月一四日政令第二一〇号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成二年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年九月三日政令第二七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三年九月十六日)から施行する。

附 則 (平成三年九月二五日政令第三〇六号)

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年四月一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第八条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十号に規定する再建交付金交付契約に基づく交付金(以下「再建交付金」という。))及び同条第二十一号に規定する損失補償金(以下単に「損失補償金」という。))については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる再建交付金及び損失補償金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年六月二日政令第一九六号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成三年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年四月二八日政令第一六一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年七月一日政令第二三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日政令第二二三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月二〇日政令第二四一号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成五年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年一月六日政令第三七四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成六年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年八月二三日政令第二四八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公営住宅法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年八月三十日）から施行する。

附 則（平成八年八月三〇日政令第二五五号）

この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成八年九月一九日政令第二八〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成八年十月一日）から施行する。

附 則（平成九年三月二四日政令第六三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年八月二二日政令第二六五号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、運輸施設整備事業団法（以下「法」という。）附則第一条ただし書の政令で定める日（平成九年十月一日）から施行する。

附 則（平成一〇年四月二四日政令第一六五号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成九年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年三月三一日政令第一〇二号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年四月二一日政令第一四六号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成十年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年七月二八日政令第二四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日政令第三〇七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月二八日政令第二一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月一四日政令第三二二号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年四月二八日政令第二一六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、大豆たね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年五月十日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月六日政令第四四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一二月八日政令第五〇三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年四月一三日政令第一六二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成十二年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年七月二三日政令第二四四号）

この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月二十五日）から施行する。

附 則（平成一三年一一月一六日政令第三五二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一一月二八日政令第三六九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月六日政令第四二二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年三月三十一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第十三条及び第十六条から第十八条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月三一日政令第一〇二二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年八月二日政令第二七五号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成十三年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年二月二六日政令第四三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日政令第一六三三号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月三日政令第三九二号）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二五日政令第四二四号）

1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

2 平成十四年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一二月三日政令第四八三三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月五日政令第四八九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月二五日政令第五五三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。

附 則（平成一五年一二月二五日政令第五五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第十四号に規定する駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十八条第三項の規定による交付金（以下この条において「駐留軍交付金」という。）及び同条第三十一号に規定する沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第八十一条第二項の規定による交付金（以下この条において「沖縄交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる駐留軍交付金及び沖縄交付金に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一月七日政令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一月三〇日政令第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 前条の規定の施行前に公団が交付した公団法第三十四条の二に規定する公団の補助金等及び間接補助金等については、前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（同令第十八条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第一条中「新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第五十五号）第三十四条の二」とあるのは「成田国際空港株式会社法施行令附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされる成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二十四号。以下「会社法」という。）附則第二十条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法第三十四条の二」と、同令第三条第一項第五号中「新東京国際空港公団」とあるのは「会社法附則第十二条第一項の規定による解散前の新東京国際空港公団が交付した補助金等及び間接補助金等に関しては成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）の代表者」と、同令第九条第二項中「新東京国際空港公団」とあるのは「会社法附則第十二条第一項の規定による解散前の新東京国際空港公団が交付した補助金等及び間接補助金等に関しては会社の代表者」と、同条第四項中「新東京国際空港公団若しくは」とあるのは「会社の代表者若しくは」と、「新東京国際空港公団」とあるのは「会社」と、同令第十四条第一項第一号中「国」とあるのは「会社」と、同令第十六条第一項中「新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の総裁の事務については新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の機関」とあるのは「会社の代表者の事務については会社の職員」と、同条第二項中「新東京国際空港公団若しくは」とあるのは「会社の代表者若しくは」と、「新東京国際空港公団」とあるのは「会社」とする。

附 則（平成一六年三月二六日政令第八三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日政令第九三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二号に掲げる国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四十条第一項に規定する交付金（次項において単に「交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年三月三十一日政令第九五号）
この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日政令第一一一号）
（施行期日）
第一条 この政令は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第七条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十八号に掲げる介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十六条の規定による交付金（以下この条において「介護保険事務費交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる介護保険事務費交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年五月二六日政令第一八一号） 抄
この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則（平成一六年七月九日政令第二二八号）
この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月十二日）から施行する。

附 則（平成一六年七月二二日政令第二三六号）
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 平成十五年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一月一七日政令第三五六号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。
（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定の施行前に機構が交付した旧機構法第二十七条に規定する機構の助成金については、前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第一条中「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第二十七条」とあるのは「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十六年政令第三百五十六号）附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十六年法律第三十五号）附則第十六条の規定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号。以下「旧機構法」という。）第二十七条」と、同令第三条第一項第五号及び第九条第二項中「独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「これらの理事長」とあるのは「これらの理事長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が交付した旧機構法第二十七条に規定する機構の助成金に関しては独立行政法人医薬品医療機器総合機構」と、同令第四項中「独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構」とあるのは「独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構」と、「又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構」とあるのは「又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構」と、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構にあつては」とあるのは「にあつては」と、同令第十四条第一項第一号中「国」とあるのは「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」と、同令第十六条第一項及び第二項中「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」とあるのは「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」とする。

附 則（平成一七年一月二六日政令第九号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日政令第一一八号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日政令第一四三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年四月一日政令第一五一号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年五月二七日政令第一八五号）
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成十六年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年六月二九日政令第二二九号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。
（交付金に関する経過措置）

3 第五条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第九号の規定は、旧公営住宅法第四十九条の規定による交付金（前項の規定により交付されるものを含む。）については、な

おその効力を有する。この場合において、同号中「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十九条の規定による交付金」とあるのは、「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十九条の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十九条の規定による交付金（公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）第一条の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十九条の規定による交付金（公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十七年政令第二百二十九号）附則第二項の規定により交付されるものを含む。）」と読み替えるものとする。

附 則（平成一七年七月二七日政令第二五七号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

附 則（平成一八年一月五日政令第二号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十六号に掲げる労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）第二十三条の規定による交付金（次条において「時短交付金」という。）については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月一〇日政令第三七号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年三月二十七日）から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三十一日政令第一五一号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三十一日政令第一五四号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三十一日政令第一五五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十四号に掲げる地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第七条第二項に規定する交付金（次項において「交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月三十一日政令第一五八号）
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日政令第二〇六号）
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成十七年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月二日政令第二二〇号）
この政令は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日政令第二二二号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第十五号に掲げる大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一十号）第二条第一項の交付金（以下この条において「大豆交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる大豆交付金に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年一月二四日政令第一一号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成一九年三月七日政令第四一号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二日政令第五五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三十一日政令第一一七号）
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月二五日政令第一六九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二四九号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

附 則 (平成一九年八月二〇日政令第二六八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十九年八月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二七日政令第三三三号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二十六号の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日政令第一一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月一日政令第一六七号)
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 平成十九年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。
3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年五月一三日政令第一七六号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月六日政令第一九一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月二七日政令第二五九号) 抄
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月三十一日政令第三四〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年十一月二日政令第三五三三号)
この政令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年二月六日政令第一九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三十一日政令第八一号)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
2 平成二十年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。
3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第十一条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第十号に掲げる交付金については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年六月五日政令第一四八号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年十一月二〇日政令第二六六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年二月三日政令第七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日政令第九五号)
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 平成二十一年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。
3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年四月一日政令第一一二号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月三日政令第二三七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三十一日政令第八七号)
1 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
2 平成二十二年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。
3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年四月二七日政令第一〇九号)
この政令は、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年四月二十八日)から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日政令第一二一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年七月二九日政令第二三九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月三十一日)から施行する。

附 則 (平成二三年九月三〇日政令第三〇八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年十一月二八日政令第三五七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二六日政令第三九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十四年一月十三日)から施行する。ただし、第三条の規定及び附則第四条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二二日政令第四〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十三年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二四年一月二七日政令第一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年二月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年二月一五五政令第二九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年四月六日政令第一二五号)
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 平成二十三年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。
3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年九月一四日政令第二二七号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年九月十五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令附則の改正規定、第二条中補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第一条の改正規定(「(同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。)」を削る部分に限る。)、第三条から第五条まで及び第七条の規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十五年四月一日

附 則 (平成二四年一〇月三十一日政令第二六九号)
この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年一月二二日政令第二九五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年三月六日政令第四三三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年三月八日政令第五一号)
(施行期日)
1 この政令は、廃止法の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行前に基金が交付した旧基金法第十四条に規定する助成金に係る第二条の規定による改正後の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定の適用については、同令第一条中「日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十條の二」とあるのは「日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十條の二、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成十八年法律第九十九号。第三条第一項第五号及び第九条第二項において「廃止法」という。) 第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)第十四条」と、同令第三条第一項第五号及び第九条第二項中「これらの理事長」とあるのは「これらの理事長、廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人平和祈念事業特別基金が交付した助成金に関しては総務大臣」とする。

附 則 (平成二五年三月二九日政令第九七号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月三〇日政令第一〇九号)
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一〇日政令第一三四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日政令第一四九号)
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 平成二十四年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。
3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年五月三十一日政令第一六二号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月一七日政令第三六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三十一日政令第一二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第四十一号に掲げる公立高等学校に係る授業料の

不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項に規定する交付金（次項において単に「交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年三月三十一日政令第一三四号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月一日政令第一五九号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十五年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年六月二五日政令第二二五号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 旧介護施設整備法第五条第二項に規定する交付金（医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものを含む。）については、第四条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十四号の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第五条第二項に規定する交付金」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下この号において「医療介護総合確保推進法」という。）第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下この号において「旧介護施設整備法」という。）第五条第二項に規定する交付金（医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものを含む。）」とする。

附 則（平成二六年一〇月二二日政令第三四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年二月四日政令第三五号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年二月二日政令第四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号） 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三十一日政令第一六六号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年四月一〇日政令第二〇四号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十六年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年四月二四日政令第二二一号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年五月七日政令第二三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年八月二日政令第二九一号）

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月二十六日）から施行する。

附 則（平成二八年一月二二日政令第一一号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 この政令の施行前にセンターが交付した旧センター法第十九条に規定する資金については、第四条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下この項において「旧補助金等適正化法施行令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧補助金等適正化法施行令第一条中「独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）」とあるのは「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。以下「旧センター法」という。）」と、旧補助金等適正化法施行令第三条第一項第五号及び第九条第二項中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は」とあるのは「又は」と、「理事長」とあるのは「理事長とし、改正法附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人国立大学財務・経営センターが交付した旧センター法第十九条に規定する資金に関しては、

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同条第四項中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は」とあるのは「若しくは」と、「理事長」とあるのは「理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、「又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」とあるのは「又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、旧補助金等適正化法施行令第十四条第一項第一号中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、旧補助金等適正化法施行令第十六条第一項中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は」とあるのは「又は」と、「については、」とあるのは「については」と、「機関」とあるのは「機関、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の事務については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機関」と、同条第二項中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は」とあるのは「若しくは」と、「理事長」とあるのは「理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、「又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」とあるのは「又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」とする。

附 則（平成二八年一月二六日政令第二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日政令第一四〇号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十五号に掲げる交付金については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月三十一日政令第一四二号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日政令第一四三号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十七年以前以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年六月三日政令第二三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一月二八日政令第三六一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月三十一日政令第八八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十八年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年三月三十一日政令第九八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二日政令第二五八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第五条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第十五号に掲げる国民健康保険法第七十二条に規定する調整交付金（次項において単に「調整交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる調整交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年一〇月二五日政令第二六四号） 抄

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二七日政令第二七一号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年二月七日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日政令第九七号）

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年六月一日政令第一七九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一月一四日政令第三一三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年一月一七政令第四号)

この政令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年一月十七日)から施行する。

附 則 (平成三十一年二月一四政令第二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二九政令第九四号)

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年四月二四政令第一六〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月二二政令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(令和元年五月二十四日)から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日政令第一七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年十一月二二政令第一六七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月五政令第二四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日政令第一一〇号)

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年四月三〇日政令第一五九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一九日政令第一九三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第二一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日(令和二年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和三年二月三日政令第二四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第八八号)

(施行期日)

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和二年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働省所管補助金等交付規則

(平成12年11月24日厚生省・労働省令第6号)

最終改正：令和2年4月1日

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第九条第一項及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第三条第三項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、厚生労働省所管補助金等交付規則を次のように定める。

厚生労働省所管補助金等交付規則

(定義)

第一条 この省令において「補助金等」又は「補助事業等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項又は第二項に規定する補助金等又は補助事業等であって、厚生労働省の所管に係るものをいう。

(申請書の記載方法及び添付書類の省略)

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第一項第四号に掲げる事項は、法令及び予算に基づいて厚生労働大臣が別に定める当該補助金等のそれぞれの交付基準に従って記載するものとする。

2 令第三条第二項の規定による添付書類は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、省略することができる。

(申請の取下げの期日)

第三条 法第九条第一項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、法第八条の規定による決定の通知を受けた日から起算して十五日を経過した日とする。

(実績報告の期日)

第四条 法第十四条の規定による実績報告は、補助事業等が完了した日から起算して一月を経過した日又は法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定をした年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前項の期日を繰り下げることができる。

(電磁的記録)

第五条 法第二十六条の二の規定による厚生労働大臣が定める電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、厚生労働大臣(法第二十六条第一項の規定により申請書等の受理に関する事務を委任された厚生労働省の機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により申請書等の受理に関する事務を行うこととなった都道府県の知事があるときは当該知事とする。)の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができるものとする。

(令二厚労令八〇・追加)

(電磁的方法)

第六条 法第二十六条の三第一項の規定による厚生労働大臣が定める電磁的方法は、電子情報処理組織による申請等として厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条各項及び第五条各項に規定する方法とする。

(令二厚労令八〇・追加)

附 則

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 この省令の施行の日前に労働大臣が交付の決定をした補助金等については、適用しない。

附 則 (令和二年四月一日厚生労働省令第八〇号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

WAM NET は、中央センター、地方センター及び利用機関から構成されるネットワークシステムであり、利用機関に対し、福祉保健医療に関する情報提供、利用機関の双方向の情報交換など、福祉保健医療に関する情報化の推進を支援することを目的としています。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規約は、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が運営する WAM NET を本規約第 4 条に規定する利用機関(以下「利用機関」という。)が利用する場合の規則を定めるものです。
(本規約の範囲)

第 2 条 WAM NET 利用規約は、本規約に加え、以下の規定も本規約の一部を構成するものとします。

- (1) WAM NET の電子掲示板等に掲示する利用規定
- (2) WAM NET が提供する各種サービスの冒頭に掲載される「ご案内」または「ご利用上の注意」等の利用規定
(本規約の変更)

第 3 条 機構は、利用機関の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし、利用機関はこれを承諾します。

第 2 章 利用機関

(利用機関)

第 4 条 利用機関とは、WAM NET の中央センターへ利用申請書を提出し、その承認を受けた者をいいます。
(利用の承認等)

第 5 条 中央センターは、利用申請書を受け、必要な審査・手続等を経た後に利用を承認します。

2 利用を承認された利用機関には、WAM NET 利用機関識別コード(以下「ID」という。)が付与されます。

3 利用機関が WAM NET を利用する場合は、中央センター長が特に認めた場合を除き、インターネット経由で利用するものとします。
(利用の不承認)

第 6 条 利用申請審査にあたっては、以下のいずれかの理由により、利用の承認をしないことがあります。

- (1) 福祉保健医療に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用されるおそれがある場合
- (2) 利用申請の際の申告事項に、虚偽の記載がある場合
- (3) WAM NET の適正な運用または管理上支障が生じる場合
- (4) 利用機関が過去に規約違反等により利用承認の取消しを受けたことがある場合

(5) 利用機関が次のアからツまでに掲げるもののいずれかに該当する場合

ア 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が団体の又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

イ 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

ウ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

エ 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。(以下、「準構成員」という。)

オ 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関係するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

カ 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

キ 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

ク 特殊知能暴力集団等 アからキに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

ケ アからクまでのいずれかに該当する者及びその他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する集団又は個人

コ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する集団又は個人

サ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する集団又は個人

シ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する集団又は個人

ス 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する集団又は個人

セ 暴力的な要求行為がある集団又は個人

ソ 法的な責任を超えた不当な要求行為がある集団又は個人

タ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為がある集団又は個人

チ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為がある集団又は個人

ツ セからチに準ずる集団又は個人

(6) その他、利用機関とすることが不適当と判断した場合
(譲渡禁止)

第 7 条 利用機関は、WAM NET の利用機関として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。
(変更の届出および利用の中止)

第 8 条 利用機関は、利用申請書の届出内容に変更があった場合または利用の中止をする場合には、速やかに中央センターに所定の方法で届出をするものとします。

2 利用機関の合併等が行われた後、WAM NET の利用を継続する機関は、中央センターに対し、速やかに継承があった事実を証明する書類を添えて届出をするものとします。
(設備等)

第 9 条 利用機関は、WAM NET を利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器等を、自己の責任と費用において準備するものとします。

第 3 章 利用機関の義務

(ID の利用に関する自己責任の原則)

第 10 条 利用機関は、自己の ID およびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとします。

2 ID の使用により第三者に対して損害を与えた場合、当該行為を自己がしたか否かを問わず、自己の責任と費用をもって解決し、機構に損害を与えることのないものとします。

3 利用機関が他団体の運営するデータベースサービスやネットワーク等へ接続して、両者間で紛争等が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、機構は一切の責任を負わないものとします。

4 機構は、WAM NET の利用により発生した利用機関の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

5 利用機関が本利用規約に違反して機構に損害を与えた場合は、機構は当該利用機関に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

6 利用機関が雇用している従業員等が、本利用規約に違反した場合、利用機関と当該従業員の方には、連帯して責任を負っていただきます。
(セキュリティに関する自己責任の原則)

第 11 条 利用機関は、コンピュータウイルス対策及び不正侵入対策等に十分な注意を払わなければならないものとします。

2 利用機関の機器がコンピュータウイルスに感染し又は不正侵入等され、利用機関と第三者の間で紛争等が発生した場合及び機構に損害を与えた場合の取り扱い等は前条第 2 項から同第 6 項の規定を準用するものとします。
(禁止事項)

第 12 条 利用機関は、WAM NET 上で以下の行為をすることができません。

(1) 福祉保健医療に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用する行為

(2) 営利を目的とする行為

(3) 公序良俗に反する行為

(4) 犯罪的行為に結びつく行為

(5) 他の利用機関または第三者の著作権を侵害する行為

(6) 他の利用機関または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為

(7) 他の利用機関または第三者を誹謗中傷する行為

(8) WAM NET の運営を妨げ、あるいは WAM NET の信頼をき損するような行為

(9) 入力されている情報を許可なく変更を行う行為

(10) ID または、パスワードを不正に使用する行為

(11) 事実と反するまたはそのおそれのある情報を提供する行為

(12) 不特定多数の利用機関に対しての電子メールを送りそれを読むことあるいはアンケートに答えること等を強要する行為や、必要以上のメールを送るなどの迷惑行為

(13) 他ネットに接続した際、接続先の規約に反する行為

(14) その他、法律等に反する行為

第 4 章 運営

(ID の一時停止)

第 13 条 中央センターは、運用管理上緊急性が高いと認めた場合は、当該利用機関の ID を一時使用停止とすることがあります。

2 中央センターが前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。
(情報等の削除)

第 14 条 中央センターは、運営および管理上の必要から、利用機関に事前に通知することなく、利用機関が WAM NET に登録した情報および文章等を削除する場合があります。

2 中央センターが前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。
(WAM NET の一時的な停止)

第 15 条 中央センターは、以下のいずれかの場合には、利用機関に事前に通知することなく、一時的に WAM NET を停止することがあります。

(1) WAM NET のシステムの保守を緊急に行う場合

(2) 火災、停電等により WAM NET の提供ができなくなった場合

(3) その他、運用上あるいは技術上、WAM NET の一時的な停止を必要と判断した場合

2 機構は、前項各号の事由により WAM NET の提供の遅延または停止等が発生したとしても、これに起因する利用機関または他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
(利用承認の取り消し等)

第 16 条 利用機関が、以下のいずれかに該当する場合は、中央センターは当該利用機関に事前に通知することなく、承認の取り消し、または ID の使用を停止することができるものとします。

(1) 第 6 条に掲げる場合に該当することが判明した場合

(2) 第 7 条の規定に違反した場合

(3) 第 12 条に掲げる行為を行った場合

(4) 利用機関の業務の全部もしくは重要な一部を他に譲渡し、または中止した場合

(5) 連続して 3 ヶ月以上、ID が利用されなかった場合

(6) その他中央センターが、利用機関として不適当と判断した場合

附 則

1 この規約は平成 24 年 10 月 1 日から適用します。

2 この規約の適用前に利用の承認を受けた利用機関は、この規約により承認を受けたものとみなします。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規約の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規約は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の WAM 助成連絡システム（以下「連絡システム」という。）を利用する場合に必要な事項を定めるものです。

(定義)

第 2 条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「WAM NET」とは、機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステムのことをいいます。
- (2) 「利用機関」とは、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号。以下「機構法」という。）第 12 条第 1 項第 7 号に規定する業務にかかる助成において、独立行政法人福祉医療機構助成要綱（平成 22 年規定第一号）に定めるところにより助成の申請を行う助成対象者（以下、助成対象者という。）で、かつ、WAM 助成連絡システム利用登録書（変更届）兼 WAM NET 利用申請書（変更届）（以下「利用登録書」という。）により機構に利用の届け出を行い、独立行政法人福祉医療機構 WAM NET 利用規約（以下「WAM NET 利用規約」という。）及び本規約に同意した者をいいます。

(利用機関の登録要件)

第 3 条 利用機関として登録できるのは助成対象者で、かつ、利用登録書により機構に利用の申請を行い、WAM NET 利用規約及び本規約に同意した者でなければなりません。

(利用の承認等)

第 4 条 機構は利用登録書を受け、必要な審査・手続等を経た後に利用を承認します。

2 利用を承認された利用機関には連絡システムが使用可能な WAM NET 利用機関識別コード（以下「ID」という。）が付与されます。

(利用の不承認)

第 5 条 利用申請審査にあたっては、以下のいずれかの理由により、利用の承認をしないことがあります。

- (1) 連絡システムを助成事業の事務連絡、情報交換以外の目的に使用されるおそれがある場合
- (2) 利用登録書の申告事項に虚偽の記載がある場合
- (3) 連絡システムの適正な運用又は管理上支障が生じる場合
- (4) 利用機関が過去に規約違反等により利用承認の取消しを受けたことがある場合
- (5) その他、利用機関とすることを不適当と判断した場合

(利用機関情報の取扱い)

第 6 条 機構は、利用機関が届け出たすべての利用機関情報について、機構法第 12 条第 1 項第 7、8 号及び第 14 号に規定する事業にかかる業務（社会福祉振興助成業務、調査研究等業務、及びこれらに附帯する業務）目的以外に使用することはありません。

(本規約の範囲)

第 7 条 連絡システム利用規約は、本規約に加え、WAM NET 利用規約も本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第 8 条 機構は、利用機関の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし、利用機関はこれを承諾します。

第 2 章 利用機関確認等

(利用機関の確認等)

第 9 条 利用機関が、連絡システムを利用して事務連絡を行う場合、機構は利用機関の確認等のために、ID により利用機関を識別するものとします。

(譲渡禁止)

第 10 条 利用機関は、連絡システムの利用機関として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、名義変更、質権の設定又はその他の担保に供する等の行為はできないものとします。

(変更の届出及び利用の中止)

第 11 条 利用機関は、利用登録書の届出内容に変更があった場合又は利用の中止をする場合には、速やかに機構に所定の方法で届出をするものとします。

2 利用機関の合併等が行われた後、利用機関は、速やかに所定の方法で届出をするものとします。

(設備等)

第 12 条 利用機関は、連絡システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア及びその他これらに付随して必要となるすべての機器等を、自己の責任と費用において準備するものとします。

2 利用機関は、連絡システム利用時の通信費用等については、自己の責任と費用において、負担するものとします。

第 3 章 利用機関の義務

(利用機関情報の真正性等)

第 13 条 利用機関は、連絡システムを利用して事務連絡を行うにあたり、真正かつ正確な情報を機構に連絡するものとします。機構は、利用機関が真正かつ正確な情報を連絡しなかったことにより、利用機関及び第三者に生じた損害について、一切責任を負いません。

2 利用機関は、連絡システムを利用して連絡した情報について、機構から照会があった場合速やかに回答するものとします。

(ID の利用に関する自己責任の原則)

第 14 条 利用機関は、自己の ID 及びこれに対応するパスワードを第三者に知られ、利用されないよう厳重に管理しなければならないこととし、当該 ID 及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとします。

2 ID の使用により第三者に対して損害を与えた場合、利用機関は当該行為を自己がしたか否かを問わず、自己の責任と費用をもって解決し、機構に損害を与えることのないものとします。

3 機構は、連絡システムの利用により発生した利用機関の損害全てに対し、いかなる責任を負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

4 利用機関が本利用規約に違反して機構に損害を与えた場合は、機構は当該利用機関に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

5 利用機関が雇用している従業員等が、本利用規約に違反し、機構に損害を与えた場合、利用機関は当該従業員等の違反行為に関する使用者責任を負うものとし、機構は当該利用機関に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

(セキュリティに関する自己責任の原則)

第 15 条 利用機関は、コンピュータウイルス対策及び不正侵入対策等に十分な注意を払わなければならないものとします。

2 利用機関の機器がコンピュータウイルスに感染し又は不正侵入等され、利用機関と第三者の間で紛争等が発生した場合及び機構に損害を与えた場合の取扱いはい前条第 2 項から同第 5 項の規定を準用するものとします。

(禁止事項)

第 16 条 利用機関は、連絡システム利用上で以下の行為を行うことはできません。

- (1) 事務連絡に関する正規の目的以外で使用する行為
- (2) 連絡システムに対し、不正アクセスを行う行為
- (3) 連絡システムに対し、悪意のあるデータ等を故意に送信する行為
- (4) 連絡システムの全部又は一部を第三者に頒布、送信又はその他の方法で提供する行為
- (5) 他の利用機関又は第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
- (6) 連絡システムの運営を妨げ、あるいは連絡システムの信頼を損するような行為
- (7) ID 又はパスワードを不正に使用する行為
- (8) 事実と反するまたはそのおそれのある情報を提供する行為
- (9) その他、法律等に反する行為

第 4 章 運営

(ID の一時停止)

第 17 条 機構は、運用管理上緊急性が高いと認めた場合は、当該利用機関の ID を一時使用停止することがあります。

2 機構が前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。

(連絡システムの一時的な停止)

第 18 条 機構は、以下のいずれかの場合には、利用機関に事前に通知することなく、一時的に連絡システムを停止することがあります。

- (1) WAM NET が一時的に停止した場合
- (2) 連絡システムの保守を緊急に行う場合
- (3) 火災又は停電等により連絡システムの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上あるいは技術上、連絡システムの一時的な停止を必要と判断した場合

(利用の取り消し等)

第 19 条 利用機関が、以下のいずれかに該当する場合は、連絡システムの利用取り消し、又は ID の使用を停止することができるものとします。

- (1) 第 10 条に掲げる場合に該当することが判明した場合
- (2) 第 13 条、第 14 条及び第 15 条の規定に違反した場合
- (3) 第 16 条に掲げる行為を行った場合
- (4) 利用機関の業務の全部もしくは重要な一部を他に譲渡し、又は中止した場合
- (5) その他機構が、利用機関として不適当と判断した場合

(保証の拒絶)

第 20 条 連絡システムは、利用機関に対して「現状のまま」提供されるものであり、機構は連絡システムにプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと及び使用が利用機関又は利用機関以外の第三者の権利を侵害するものでないこと、その他のいかなる内容についての保証も行うものではありません。

(改訂版または後継版の提供)

第 21 条 機構は、任意に利用機関の承認を経ずに連絡システムの改訂及びバージョンアップをできるものとします。

(利用期間及び利用時間等)

第 22 条 連絡システムに係る利用期間は、原則として当該システムが運用されている期間とします。ただし、当該連絡等に係る問合せ等は、機構の受付担当者の勤務時間内に受付するものとします。

(準拠法及び管轄)

第 23 条 本規約をめぐる法律問題の準拠法は、日本法とします。

2 本規約に関する法律問題についての訴訟を管轄する第一審を、東京地方裁判所とします。

附 則

この規約は平成 27 年 7 月 31 日から適用します。